

監査役監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、監査役の職務を遂行するための行動基準を定めるものである。監査役は、その職務の重要性に鑑み、本規程に則して行動するものとする。

2 本規程は、会社の一般的な監査環境を前提として定めたものであり、監査役はその会社固有の監査環境にも配慮し、監査の実効をあげるよう努めなければならない。

(監査役の基本的職務)

第2条 監査役は、取締役とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、会社の健全な経営と社会的信頼の向上に留意し、株主の負託と社会の要請に応えなければならない。

2 監査役は、取締役の職務執行が法令・定款に違反するおそれがあると認めた場合には、取締役に対し必要な助言または勧告等を行い、かつ、重大な損失の発生を未然に抑止するために、的確にその職務を遂行しなければならない。

第2章 一般基準

(監査役の心構え)

第3条 監査役は、適正な監査視点の形成のため、常に自己研鑽に励むとともに経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、過去・現在・将来にわたる経営状況の推移と会社をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。

2 監査役は、常に会社経営に関する内部統制の状況およびその有効性に留意しなければならない。

3 監査役は、平素より取締役および社員との意思疎通を図り、情報の収集に努め、業務の実態を把握していなければならない。

4 監査役は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。

5 監査役は、その職務を行うにあたり、常に公正不偏の立場を保ち、かつ、企業の秘密保持にも十分注意をしなければならない。

(取締役に対する提言・助言・勧告等)

第4条 監査役は、会社の健全な経営に資するため、以下の場合には、取締役に対して提言・助言・勧告を積極的

に行なわなければならない。

- (1) 監査に際して、会社経営に関する内部統制について意見を持つに至ったとき
- (2) 会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき
- (3) 会社の業務に違法または著しく不当な事実を認めたとき

2 監査役は、前項に関し必要に応じて取締役会の招集または取締役の行為の差止めを求めなければならない。

(監査費用)

第5条 監査役は、職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を会社に提示する。

第3章 実施基準

(監査の種別)

第6条 監査役監査は、会計監査及び業務監査とする。

2 会計監査とは、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書その他会計帳票の適正、適法性についての監査をいう。

3 業務監査とは、会社の組織、機構、人事、労務、運営に関する諸制度とその運用状況及び重要な契約、巨額の資金調達、財産の取得、処分、投融資のほか会社の業務全般にわたる適正、適法性についての監査をいう。

(監査計画および業務の分担)

第7条 監査役は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、適切に調査対象および方法を選定し、監査計画を作成する。

2 監査役は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。

(取締役会への出席)

第8条 監査役は、必要に応じて取締役会に出席し、報告を行い、または意見を述べることができる。

2 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはするおそれがあると認めた場合には、これを取締役に報告する。

3 監査役は、取締役会に前項の報告をするため、必要な場合には取締役会の招集を請求する。

4 取締役会に出席した監査役は、取締役会議事録の記載内容を確認し、記名押印する。

(重要な会義等への出席)

第9条 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役と協議のうえ、重要な会議に出席することができる。

2 前項の会議に出席しない場合には、監査役は、審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

(文書の閲覧)

第10条 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員に対しその説明を求める。

(取締役の報告義務に対する措置)

第11条 監査役は、取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、その調査の可否を協議する。

2 監査役は、前項の調査を行い、必要な場合には助言または勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置をとる。

(財産の調査)

第12条 監査役は、会社財産の実質価値の把握に努めるよう心掛ける。

2 監査役は、重要な会社財産の取得・処分および管理について調査し、法令・定款に違反する事実がないかに留意し、あわせて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言する。

(競業取引等の調査)

第13条 競業取引または利益相反取引ならびに自己株式の取得および処分等について、調査の結果取締役の義務に違反するような事実を発見したときは、監査役は、これを是正するよう取締役に対し勧告する。

2 会社がする無償の財産上の利益供与または子会社もしくは株主との通例的でない取引について、取締役の義務に違反するような事実を発見したときは、監査役は、これを是正するよう取締役に対し勧告する。

(その他の取引の調査)

第14条 監査役は、前条以外の重要または異常な取引等について、法令・定款に違反する事実がないかに留意し、あわせて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言する。

(会計方針等に関する意見)

第15条 会社が会計方針、会計処理の方法および計算書類の記載方法を変更する場合には、監査役は、あらかじめ

め変更の理由およびその影響について報告するよう取締役を求める。

2 監査役は、会計方針、会計処理の方法等について問題があれば、取締役に意見を述べる。

(計算書類等の監査)

第 16 条 監査役は、取締役から貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告および附属明細書を受領する。監査役は、これらの書類の監査事項を監査する。

(監査報告書の作成・提出)

第 17 条 監査役は、日常監査を踏まえ、前条の検討を経て、正確かつ明瞭に監査報告書を作成する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、署名押印する。

3 監査役は、前項の監査報告書を取締役に提出する。

4 監査報告書の記載の要領については、別に定める。

(株主総会への報告)

第 18 条 監査役は、株主総会に提出される議案および書類について違法または著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には株主総会に報告する。

(株主総会における説明義務等)

第 19 条 監査役は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営にしたがい説明する。

2 監査役は、株主総会議事録に議事の要領およびその結果が正確に記録されているかを確認する。

付 則

(制定・改廃の手続き)

第 20 条 この規程の制定・改廃は、監査役全員の同意により決定し、取締役会に報告するものとする。

(施行)

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。